

2019 June

6

No.832

Saga Social Insurance Association

社会保険さが

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

TEL: 0952-26-3171 FAX: 0952-26-3377

URL: <http://www.syahokyo-saga.or.jp/>



■唐津市 見帰りの滝

今月の記事

● 日本年金機構

- ・ 7月10日までに算定基礎届の提出をお願いします 2
- ・ 国民年金の加入もれはありませんか 3

● 全国健康保険協会 佐賀支部

- ・ 定期健康診断結果データの提供をお願いします 4
- ・ 検診結果データ提供についてのよくあるご質問 5

● 佐賀県社会保険協会

- ・ 6・7月開催社会保険事務講習会のご案内 6
- ・ 健康啓発DVD貸出のご案内 7

- ・ 年金相談窓口開設等 8
- ・ 一般的な年金相談に関するお問い合わせ先 8

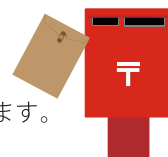
適用関係届書
送付先

日本年金機構 福岡広域事務センター 厚生年金適用グループ

〒812-8579 福岡県福岡市博多区榎田1-2-55 AP 榎田ビル

※郵送の際は、切手貼付後、送付先宛名と郵便番号を記載するだけで宛先に届きます。

※福岡広域事務センターにはお客様窓口はなく郵送のみでの受付になります。
届書作成や制度についての相談は年金事務所へお問い合わせください。



事業主の皆様へ

7月10日までに算定基礎届の提出をお願いします。

※届出用紙は6月中旬より順次、事業所あてに送付されます。

- 「算定基礎届」は4月・5月・6月に支払われた報酬をお届けいただくものです。(給与を当月に支払われる事業所様は4月分・5月分・6月分の給与額をお届けいただきますが、給与を翌月に支払われる事業所様は3月分・4月分・5月分の給与額をお届けいただくことになります。)
- 「算定基礎届」の提出がありませんと、「標準報酬月額」の見直しができませんので、提出期日までに必ずご提出をお願いします。
- 令和元年5月31日以前からの被保険者の方は、「算定基礎届」の提出が必要です。(6月中旬にお送りしております「算定基礎届」は5月19日までに年金事務所または事務センターで把握している被保険者について、氏名・生年月日等を印字しておりますので、令和元年5月31日以前から被保険者である方で送付された「算定基礎届」に記載のない方は手書きによりお届けが必要となります。)

社会保険・労働保険事務説明会を開催します。開催日時等については本誌5月号に掲載しておりますのでご参照ください。

定時決定における保険者(特例的な)算定の基準

定時決定において、保険者算定(被保険者の勤務日数や報酬等を勘案し、年金事務所において標準報酬月額の決定を行うこと)ができる場合についての、具体的な基準は、次のとおりです。

- ①4、5、6月の3ヶ月間において、3月分以前の給料の遅配を受け、又は、さかのぼった昇給によって数ヵ月分の差額を一括して受けるなど、通常受けるべき報酬以外の報酬を当該期間において受けた場合
- ②4、5、6月のいずれかの月において低額の休職給を受けた場合
- ③4、5、6月のいずれかの月においてストライキによる賃金カットがあった場合
- ④「当年の4、5、6月の3ヶ月間に受けた報酬の月平均額から算出した標準報酬月額」と、「前年の7月から当年の6月までの間に受けた報酬の月平均額から算出した標準報酬月額」の間に2等級以上の差を生じた場合であって、当該差が業務の性質上例年発生することが見込まれる場合(いずれも支払基礎日数が17日未満の月を除く。)

※上記④の届出方法について

算定基礎届の備考欄に『年間平均』と記載いただき、次の書類(定められた様式があります)を添付してください。

・年間報酬の平均で算定することの申立書(様式1)

・保険者算定申立に係る例年の状況、標準報酬月額の比較及び被保険者の同意等(様式2)

- ⑤給与計算期間の途中(途中入社月)で資格取得したことにより、4月、5月、6月のいずれかに1か月の報酬が受けられなくなった月がある場合

ご不明な点等がありましたら、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

お問い合わせ先

- 佐賀年金事務所厚生年金適用調査課 TEL 0952-31-4191
- 唐津年金事務所厚生年金適用調査課 TEL 0955-72-5161
- 武雄年金事務所厚生年金適用調査課 TEL 0954-23-0121

国民年金の加入もれはありませんか？

- 厚生年金に加入されていた方が退職された場合は、国民年金に加入する必要があります。また、その方に扶養されていた配偶者についても同様です。
- 再就職された場合であっても、未加入の期間がある場合は、加入手続きが必要です。

国民年金第3号被保険者関係の届出について

- 第3号被保険者に該当したときの届出以外に、第2号被保険者が転職や退職したときも届出が必要です。具体的には、以下のような場合に届出が必要です。

こんなとき	被保険者種別	届出先
・配偶者である第2号被保険者が会社を退職したとき ・配偶者である第2号被保険者の扶養から外れたとき ・配偶者である第2号被保険者と離婚したとき ・配偶者である第2号被保険者が65歳になったとき	第3号→第1号	住所地の市区町村
・本人（第3号被保険者）が就職して厚生年金や共済組合に加入したとき	第3号→第2号	勤務先
・配偶者である第2号被保険者の加入する被用者年金制度が変わったとき（例えば厚生年金から共済組合）	第3号→第3号 (種別は変わりませんが届出は必要です)	第2号被保険者の勤務先

【被保険者種別の説明】

- 第1号被保険者・・・農林漁業や自営業などの人とその配偶者および学生（20歳以上60歳未満）
- 第2号被保険者・・・厚生年金保険や共済組合に加入している人（原則65歳未満の人）
- 第3号被保険者・・・第2号被保険者に扶養されている配偶者（20歳以上60歳未満）

◎保険料の納付が困難な場合は、免除制度をご利用ください

退職後、納付が困難な場合は、別途申請（失業による特例申請）をいただくことにより全額免除または減額を受けられる可能性があります。

※ 連帯納付義務者である配偶者または世帯主の方に一定以上の所得がある場合は、該当しない場合もあります。

年金機能強化法が施行されたことにより、2年前まで遡って免除制度をご利用いただくことができます。

国民年金の加入手続・申請免除を希望される場合は、ご連絡いただければ申請書等を送付いたします。また、ご不明な点等ございましたら、年金事務所までお尋ねください。

お問い合わせ先

- 佐賀年金事務所国民年金課 TEL 0952-31-4191
- 唐津年金事務所国民年金課 TEL 0955-72-5161
- 武雄年金事務所国民年金課 TEL 0954-23-0121

社会保険料は納付期限内に納付しましょう。

令和元年6月分保険料の納付期限は令和元年7月31日（水）です。

～生活習慣病予防健診を**利用されていない**協会けんぽ加入の事業主の皆さまへ～

定期健康診断(事業者健診) 結果データの提供をお願いします。



こちらの青い保険証をお持ちの
事業主様へのお知らせです。
ぜひご一読ください。



健診結果データ提供の対象者

協会けんぽの被保険者

～39歳

対象外

40歳以上74歳未満

(協会けんぽ補助)
生活習慣病予防健診
を受診(予定)の方

定期健康診断を受診の方

ご提供いただきたいデータはこの方々です!

健診結果データ提供のメリット

特定保健指導が**無料**で受けられます!

ご提供いただいた健診結果データに基づき、生活習慣病の発症リスクの高い方に対し
特定保健指導を行い、従業員の皆さまの健康をサポートします。

このままでは
やばいな...



どのようなサポートを受けることができますか?

特定保健指導は、メタボリックシンドロームのリスク数に応じて、「**動機付け支援**」と「**積極的支援**」の
2タイプに分けられています。

動機付け支援

生活習慣を振り返り、保健師等と共にライフスタイルにあった目標設定を行い、
実行に移せるようきっかけ作りをサポートします。3ヶ月後にお電話等で改善状況
をお伺いします☎

積極的支援

生活習慣を振り返り、ライフスタイルにあった目標設定をした上で、
3～6ヶ月程度の継続したサポートを行います。



生活習慣病は一度発症すると治療しても完治が難しい場合もあり、膨大な治療費と時間が必要と
なってしまう可能性もあります。そうなる前に、まずは定期健診の結果データを提供していただき対象
者を見つけ出すこと、そして対象者の方にお早めに指導を受けていただくことで、生活習慣病の発症
リスクを下げるすることができます。皆さまのご協力をお願いいたします。



全国健康保険協会 佐賀支部
協会けんぽ

〒840-8560
佐賀市駅南本町6-4佐賀中央第一生命ビル
TEL 0952-27-0611(代表)

健診結果データ提供についてのよくあるご質問



何のために定期健診の結果データを提供するのですか？

ご提供いただいた健診結果をもとに、メタボリックシンドロームの判定を行い、該当者に特定保健指導を受けていただくことにより、病気を未然に防ぐことにつなげるためです。



健診結果(個人情報)を提供しても問題ないのですか？

健診結果の提供につきましては、「高齢者の医療の確保に関する法律」(第27条)に定められており、同意により**事業主様が責任を問われることはございません**のでご安心ください。



定期健診の結果データの提供方法について教えてください。

事業主様からは以下の**同意書を協会けんぽに提出していただくのみ**です。
同意書を提出していただいた後に、健診機関から協会けんぽへ健診結果データが提供されます。
※データ提供ができない場合は、事業主様の保管する健診結果の提供をお願いします。



お問い合わせは ☎0952-27-0615 (協会けんぽ佐賀支部保健グループ) まで



※切り取るかコピーのうえ、郵送にて提出をお願いします。

定期健診結果データの提供依頼について(同意書)

労働安全衛生法に基づく定期健康診断の結果データを健診機関を通じて、全国健康保険協会佐賀支部に提供することに**同意します**。

※取得した健診結果データは、次の2点に限り活用すること。

- ①受診者自身の今後の健診、治療および保健師等による保健指導(特定保健指導を含む)、健康相談を実施するとき。
- ②特定の個人が識別されることが無い方法で、統計、調査研究を実施するとき。

令和 年 月 日

事業所名称 事業主氏名	(印)		
事業所所在地	〒 ー		
被保険者証の記号 (7桁もしくは8桁)	TEL	FAX	
受診健診機関名	担当者氏名	健診実施月	月
翌年度以降、引き続き健診機関を通してデータ提供をすることについて		同意する ・ 同意しない	



メルマガのご登録はこちらから!
役立つ情報が満載です!





2019
年度

社会保険事務講習会のご案内

『算定基礎届、法改正等に関する講習会』

社会保険の算定基礎届や法改正等について学びます。

『健康保険の給付に関する講習会』

健康保険の給付等について学びます。

地 区	2019 年	会 場	地 区	2019 年	会 場
唐津会場	6月6日(木)	高齢者ふれあい会館りふれ (唐津市ニタ子3-155-4)	唐津会場	7月12日(金)	高齢者ふれあい会館りふれ (唐津市ニタ子3-155-4)
佐賀会場	6月7日(金)	アバンセ (佐賀市天神3-2-11)	武雄会場	7月17日(水)	武雄市文化会館 (武雄市武雄町武雄5538-1)
武雄会場	6月10日(月)	武雄市文化会館 (武雄市武雄町武雄5538-1)	鳥栖会場	7月19日(金)	サンメッセ鳥栖 (鳥栖市本鳥栖町1819)
鳥栖会場	6月12日(水)	サンメッセ鳥栖 (鳥栖市本鳥栖町1819)	佐賀会場	8月7日(水)	メートプラザ佐賀 (佐賀市兵庫北3-8-40)
講師 ● 社会保険労務士			講師 ● 社会保険労務士		

● 実施時間 各会場共通 13:20受付 ▶ 13:40開始 ▶ 16:00終了予定

募集定員

佐賀・武雄…**50名** 鳥栖・唐津…**30名**

(定員になり次第締め切りますので、締切後の申込者には3日以内にご連絡します。)

受講決定者の方には開催日2週間前から順次、案内のハガキをお送り致します。

対 象 者

社会保険事務担当者の方

参 加 料

会員事業所は無料

(但し、非会員事業所及び平成30年度会費未納事業所は資料代として3,000円のご負担をお願いします。)

申込方法

下記の参加申込書にご記入の上、**FAX**または**郵送**にてお申し込み下さい。

お申込み お問合せ

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

〒840-0816

佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階

TEL.0952-26-3171 **FAX.0952-26-3377**



社会保険事務講習会 参加申込書

整 理 番 号			宛名シールの左下の番号。 おわかりになる範囲で結構です。
参加希望 会場日時	『算定基礎届、法改正等に関する講習会』 (唐津 ・ 佐賀 ・ 武雄 ・ 鳥栖) 会場 2019年 月 日 ()	『健康保険の給付に関する講習会』 (唐津 ・ 武雄 ・ 鳥栖 ・ 佐賀) 会場 2019年 月 日 ()	
参加者氏名			
事業所名			
事業所所在地	〒		
	事業所電話番号 () -		
分からない部分・知りたい内容などありましたら、お書きください。			

※ 申込書にご記入いただきました情報は、この事務講習会以外の目的には使用いたしません。

職場の健康づくりを応援します! 「健康啓発DVD貸出しのご案内」

佐賀県社会保険協会では、被保険者や家族の皆様の健康づくりに
お役立ていただけるよう「健康づくりDVD」を貸出しています。
職場での研修の際などにご活用下さい。



Vol.1 はじめてのウォーキング& ジョギング (31分)



1. 正しい歩き方とは?
2. 正しい姿勢を知ろう
3. 正しい歩き方のためのエクササイズ
4. スピードウォークにチャレンジ
5. ジョギングにチャレンジ
6. ウォーキング&ジョギングの注意点

Vol.2 若々しい体をキープ! エクササイズ&ダイエット (33分)



1. 若々しい体とは?
2. 良い姿勢になるためには?
3. 体幹エクササイズ (基礎編)
4. 体幹エクササイズ (応用編)
5. ダイエットの基本
6. ダイエットと食習慣

Vol.3 Good-bye ストレス (29分)



1. ストレスとは何か?
2. 職場でストレスの生まれる原因は?
3. ストレスの初期症状
4. 慢性ストレスの症状
5. ストレスが体に及ぼす影響
6. ストレス対処法
○体をリラックスさせる ○思考パターンを見直す
7. 心のSOS早期発見・早期対処

Vol.4 正しく知れば怖くない がんのお話 (26分)



1. がんはどこにできるのか?
2. がんはなぜできるのか?
3. がん発生のメカニズム
4. がんと発生習慣
5. がんを早期発見するためにがん検診
6. がんの治療法

※数に限りがございます。

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階

TEL.0952-26-3171 FAX.0952-26-3377

健康啓発DVD借用申込書

1. 借用希望DVD (希望するものに○を付けて下さい)

タイトル	
☐	Vol.1 はじめてのウォーキング&ジョギング
☐	Vol.2 若々しい体をキープ!エクササイズ&ダイエット
☐	Vol.3 Good-bye ストレス
☐	Vol.4 正しく知れば怖くないがんのお話

2. 借用の期間 年 月 日から 年 月 日まで ※1週間程度の借用をお願いします。

3. 視聴者数 人員(予定) 名

借用人 申込日 年 月 日

整理番号

事業所所在地 〒

事業所名称

電話番号

担当者

協会使用欄

受付日		発送日		返却日		会費	
-----	--	-----	--	-----	--	----	--

令和元年 7月 年金相談窓口開設カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
	1 年金事務所 延長相談 19時まで	2 鹿島市役所 第2庁舎 (予約)	3 多久市役所 (予約)	4	5 伊万里市役所 (予約)	6
7	8 年金事務所 延長相談 19時まで	9 基山町役場 (予約)	10 有田町役場 (東庁舎) (予約)	11	12 伊万里市役所 (予約)	13 年金事務所 休日相談日 (予約)
14	15	16 鹿島市役所 第2庁舎(予約) 年金事務所 延長相談19時まで	17 多久市役所 (予約)	18	19 伊万里市役所 (予約)	20
21	22 年金事務所 延長相談 19時まで	23 基山町役場 (予約)	24	25	26 伊万里市役所 (予約)	27
28	29 年金事務所 延長相談 19時まで	30	31			

年金事務所受付時間：平日(月曜～金曜)の午前8時30分から午後5時15分まで

年金相談の 時間延長	週初めの開所日 17:15～19:00	年金事務所 休日相談日	県内年金事務所の休日相談日 受付時間 9:30～16:00
---------------	------------------------	----------------	----------------------------------

出張相談【予約制】

出張相談所	開設日・相談時間	予約申込先
多久市役所	第1・3水曜日 10:00～16:00	佐賀年金事務所 0952-33-6360
基山町役場	第2・4火曜日 10:00～16:00	
伊万里市役所	毎週金曜日 9:30～15:30	唐津年金事務所 0955-72-5161
鹿島市役所第2庁舎	第1・3火曜日 10:00～16:00	鹿島市役所 市民課年金係 0954-63-2117
有田町役場 東庁舎	第2水曜日 10:00～15:00	有田町役場 住民環境課国民年金係 0955-46-2114

※いずれの日も12:00～13:00の時間帯は除きます。
※年金事務所では予約による年金相談を受付けております
ので、希望される日の前日までに申し込んでください。

予約申込先

- 佐賀年金事務所 …… ☎0952-33-6360
- 唐津年金事務所 …… ☎0955-72-5161
- 武雄年金事務所 …… ☎0954-23-0121

第2土曜日の休日相談については予約制です。

街角の年金相談センター鳥栖(オフィス)でも平日の相談を行っています。
受付時間は8:30～17:15です。相談は予約制です。
相談のご予約は専用ダイヤル0942-50-8151で受け付けております。こちらをご利用下さい。



一般的な年金相談に関するお問い合わせは

「ねんきんダイヤル」

☎0570-05-1165 (ナビダイヤル) へ!

050で始まる電話でおかけになる場合は

☎03-6700-1165 にお電話ください。

受付時間：月 曜 日 午前8:30～午後7:00
火～金曜日 午前8:30～午後5:15
第2土曜日 午前9:30～午後4:00

お問い合わせの際は、**基礎年金番号**が
わかるものをご用意ください。



※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7:00まで相談をお受けします。
※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。
※月曜日など休日明けやお客様のお手元に通知が届いた直後(5日程度)は、電話がつながりにくくなっております。
週の後半と月の後半はつながりやすくなっておりますので、どうぞご利用ください。

- ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は、全国どこからでも市内通話料金でご利用いただけます。
ただし、一般の固定電話以外(携帯電話等)からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
- 「03-6700-1165」の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
- 「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。



2024年から1万円札の顔が福沢諭吉から渋沢栄一に変わることが発表されました。
佐賀人にとっては「大隈重信じゃないの?」と思ってしまいます。
日本資本主義の父と呼ばれる渋沢ですから大人物には違いないのですが、明治初期の大蔵省で、渋沢は大隈の部下だった人だし、福沢は慶應義塾大学の創設者として早稲田大学創設者大隈のライバルだった人。
さらに、大隈は現在の貨幣通貨「円」の制定に重要な役割を果たしていますので、もっと早くお札の顔になっていてもよさそうですが、政治家の肖像は使いづらいのだとか。
いずれにしても、自分の懐に入ってくる量が増えることを願うばかりです。(山)